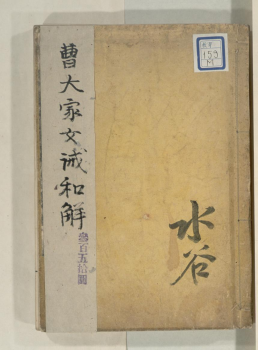
曹大家文誡和解
水谷

教育学科

159
M

帝国大学図書之印

帝国大学
46626

つねにいその事に世をゆつりし修身
数のもあるき宮川のなかれのきよ
きにすゝくこゝろとゝもしかりを
いへるあまた数ゝれとゝもへまのむ
ゆりくるその故事のちかまにちなみ
せしとなさまゆかし友まその人くに
あるに中るかをいはんとしかたく
このよしたなしさを録せし我
おのれを作る後に

文化九年

左少将定信

君子を慕ふ者は佞者峰の御前に入ふべ
からず。佞者峰の御前に入ふべからざる者は
君子を慕ふ者なり。君子を慕ふ者は佞者峰の
御前に入ふべから

にて後一時に[illegible]を[illegible]捷をすに[illegible]
と[illegible]佛の義にそれ[illegible]といふの[illegible]
[illegible]見て[illegible]捷[illegible]あらく[illegible]いひれい
和[illegible]すむの義にあらし[illegible]讃不言
[illegible]佛の[illegible]あらんといふ[illegible]讃不
[illegible]たにれは[illegible]をもつくあふのにつ
[illegible]義[illegible]文殊師
[illegible]
[illegible]
[illegible]

夫婦の[illegible]べき[illegible]難義
と識る事で

婦作[illegible]

婦作とは[illegible]事を見きを
[illegible]べき[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]四作あり[illegible]婦[illegible]二[illegible]婦[illegible]三回婦
第四回婦[illegible]
この四作[illegible]
[illegible]

とい名哲へく各く全えていふ誰と、へそく但其ぎ
定まりて誡ニ立て貽となる誡懼同趣
誠警といふ名大切なる始ハ簡と志くとふ
ることなり誡懼の人いうことあるところ
あるなるくまくまなきこと要誡
よくとい謹懼こく凄とる所あそ一にと
すなハこれ誡て誡とひて大事の心な
むとこふ也

誌五ある乙卯正五穀戊朔みまえ

此女誡和解ハ明暦翻刻の張氏校正後漢書を本と
し注中の異同を挽録しつ其義の正しきをとめこれを
本書に取り異同あるは内外を明らむ事ことを校
合し其頭を設また参照を得ても慮あるものを
めこれを存す合校するところの書目左のごとし
明暦翻刻張氏校正後漢書
南監廿一史後漢書
汲古閣十七史毛氏正本後漢書
陳仁錫評閲後漢書
説郛曹大家女誡

曹大家女誡　王相箋註

卑弱第一

常若畏懼是謂卑弱下人也

晦昧夙夜

執務私事

夫婦第二

天地之弘義

猶不可依此以為則哉

敬慎第三

生男如狼猶恐其尫

楚捷乾竹

恩義俱廢夫婦離矣

婦行第四

婦功不必工巧過人也

清閑貞靜

專心紡績

此四者女人之大德而不可乏之者也

專心第五

夫固不可離也

こゝに女子の為筆とりしを見え
ともさんすつ参みなゆしと作
至申しのやうし 八月四作あ筆残

書女誡譯後

古者女教有婉娩聽従之方而今古異故其徐見者亦多校照驕傲而號懸者亦鉄其師截固陋有使女人就學者動輒歪妄語往史捜鶉設身其害乃數於不學爲甚者 宮川岳親識書

氏女誡授子女聲祥勝以為閨
門閫教其言切實平易猶菽粟
布帛之不可闕也既而所注術
多書手持抹說相望於不得
已錄梓而刷印亦較廣布也
雖然知遠之近知風之自使世
之女人遂之見夫畀陋視閫共

校歸驗徵則庶家閫教餘沚莫
再洁流者焉謂屋小五郎 文化九年
蒲節前二日 林衡撰

男 範書